



新しい学校生活における ガイドライン

(2023.5.8~)

刈谷市教育委員会

出欠席の留意事項

- 児童生徒が新型コロナウイルスに感染したことが判明場合は、出席停止とする。
- 体調不良や発熱によって登校を控える場合は忌引き等の扱いとはせず、欠席（病欠）とする。
- 同居の家族が体調不良もしくは新型コロナウイルス感染症に罹患していても、登校することができる。同居の家族の体調不良を理由に登校を控える場合は忌引き扱いとはせず、欠席（事故欠席）とする。
- 合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き忌引き等と扱う場合がある。合理的な理由とは次の場合が考えられる。
 - 新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合。
 - 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合。
 - 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合。

教職員及び児童生徒の感染が判明した場合の対応

□教職員及び児童生徒が感染した場合

- 感染者が教職員の場合は、5日間を目処に療養休暇を取得させる。児童生徒の場合は、発症の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とする。
- 児童生徒の場合は保護者が治癒報告書を記入し、出席停止期間終了後最初の登校日に学級担任へ提出する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



臨時休業の範囲や条件について

- 学校で「家庭内感染ではない感染者」（以下「感染者」）が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し、臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①感染者及び発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある者が、合わせて学級の15%以上いる場合
 - ②その他、校長及び教育委員会が必要と判断した場合
- ※ただし、学校に2週間以上登校していない感染者は除く
- 学級閉鎖の期間としては5日間程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響をふまえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業又は、臨時休校】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業又は、臨時休校を実施する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



登校前・登校時

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取るようにする。
- 児童生徒、教職員とも、毎朝、健康状態の確認を行う。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校、出勤を控える。
- マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 登校したら、児童生徒、教職員、学校に出入りする関係者は教室等に入る前に手洗いを行う。

※参照資料1 「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活①

- 朝の会で教職員が健康観察を行う。
- マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 手洗いを適宜行う。
※参照資料1「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」
- 換気に配慮する。
※参照資料3「換気マニュアル」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活②

- 全校児童生徒が集まる全校集会等は、適宜の換気に努め、適切な感染対策を行う。
- 感染が流行している場合は、感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、平常時の感染対策に加え、活動の場面に応じて、適切な距離を確保する、大声での会話を控えるといった一定の感染症対策を講じる。
- 偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



給食・食事

- 教職員、児童生徒ともに給食の前後で手洗いを徹底する。
※参照資料3「換気マニュアル」
- 担任は原則、配膳の場に立ち会い、児童生徒が衛生的に配膳が行えるよう指導する。
- 児童生徒は給食当番を行う前に、健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担任に報告する。
- 給食当番として配膳する児童生徒は、白衣、エプロン、帽子（三角巾）を使用する。
- 喫食中は適切な換気を確保するとともに、大声での会話を控える。
- 歯磨きや洗口を行う場合は、飛沫を飛ばさないように注意し、換気の良い環境で行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



部活動

□児童生徒及び家庭に以下のことを依頼する。

- ①児童生徒の健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。
- ②適宜手洗いをする。また、熱中症を防ぐためにこまめに水分補給をする。
- ③マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ④多数の児童生徒が一カ所に集まる際は、換気を十分に行う。
- ⑤感染が流行している場合は、感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、平常時の感染対策に加え、活動の場面に応じて、適切な距離を確保する、大声での会話を控えるといった一定の感染症対策を講じる。

□顧問は以下のことに留意する。

- ①指導前の健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。
- ②適宜手洗いをする。
- ③マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする
- ④活動中の児童生徒の体調の変化等に特に留意する。
- ⑤十分に換気ができている状態で活動する。
- ⑥活動時間を短時間にするための工夫をする。（土日のどちらか1日、中学校では3時間程度、小学校では3時間以内、祝日も同様）

参照資料

※1 「正しい手の洗い方」 「手洗いの6つのタイミング」

正しい手の洗い方

手洗いの前に ○ 爪は短く切っておきましょう
○ 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

手洗いの6つのタイミング



※2 「咳エチケット」

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



※3 「換気マニュアル」

時間	換気	その他（マスク・検温・手洗いなど）
登校前	<p>○窓やドアを開けて換気をする。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※寒い場合は、上着の着用を認める。</p>	<p>○マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。</p> <p>○児童生徒は、ハンカチかタオルを持参する。</p> <p>※ハンカチやタオルの貸し借りはしない。</p> <p>○児童生徒は、適宜手洗いをする。</p> <p>○うがいを行う場合は、飛沫が飛ばないように注意し換気の良い環境で行う。</p> <p>※教職員は児童生徒へ正しい手洗いの仕方を指導する。</p>
授業	<p>○教室の対角線上に2か所窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※必要に応じて扇風機を併用する。</p> <p>※気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。</p>	<p>○放課に児童生徒、教職員は適宜手洗いをする。</p> <p>○うがいを行う場合は、飛沫が飛ばないように注意し、換気の良い環境で行う。</p>
放課		<p>○給食当番は、白衣やエプロン、帽子（三角巾）を着用する。</p> <p>※白衣は自分で洗う。</p> <p>※当番は必ず白衣などを着用する。</p> <p>○給食前に児童生徒、教職員は石けんで手を洗い、給食当番は消毒液を使用して手指を消毒する。</p> <p>○給食前後に机を水拭きする。</p> <p>○給食後に児童生徒、教職員は手洗いをする。</p>
給食		
清掃	<p>○活動場所の窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p>	<p>○適宜手洗いをする。</p>
部活動	<p>○校内のトイレの換気扇は24時間稼働しておく。</p>	
下校後		